

奈良県告示第八十二号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年五月二十八日

奈良県知事 山下 真

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
畑地帯総合整備事業	平成三十一年四月十七日	湯塩地区	平成三十年度から令和五年度まで	令和六年三月七日